

国等における人権関連の動向について

(国際情勢)

- 世界保健機関（WHO）は新型コロナウイルス感染症を巡る緊急事態宣言の終了を発表（R5.5）
 - ・「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了
 - ・WHO のテドロス事務局長は、今後も警戒を続けるよう各国へ呼びかけ
 - ・2020年1月30日に出されてから約3年3か月続いた
 - ・日本における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行

- 国連が「持続可能な開発目標（SDGs）報告 2023：特別版」を発表（R5.7）
 - ・気候危機、紛争、世界経済の暗い見通し、長引く新型コロナウイルス感染症の余波という複合的な影響によって、システムック（連鎖的）な脆弱性が明らかになった。

→連携した行動と強い政治的意思、そして利用可能なテクノロジー、資源、知識を有効に活用することが、良い未来を築くための突破口となる。

- 国連総会で19年連続19回目となる北朝鮮の人権侵害を非難する決議案が12月に総会で採択（見込）

(国内情勢)

- 経済産業省において、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表（R5.4）
 - ・ガイドラインに沿って取組を行う企業がまず検討する、「人権方針の策定」や、「人権への負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価」について詳細な解説や事例を掲載

＜2023年度(令和5年度)に成立・施行された法律＞

法律の名称	主な内容	備考
こども基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・こども政策推進会議の設置 	公布:令和4年6月 施行:令和5年4月
こども家庭庁設置法	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の外局として、こども家庭庁を設置 	公布:令和4年6月 施行:令和5年4月
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」を追加 	公布:令和5年5月 施行:令和6年4月
孤独・孤立対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定 ・孤独・孤立対策推進本部の設置 	公布:令和5年6月 施行:令和6年4月
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・「補完的保護対象者」認定制度 ・送還停止効の例外規定 ・罰則付きの退去等命令制度 	公布:令和5年6月 施行:令和5年11月 (一部)
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人に関する国民の理解の増進等 ・認知症施策推進本部を設置 	公布:令和5年6月
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・強姦性交等罪 → 不同意性交等罪 ・強制わいせつ罪 → 不同意わいせつ罪 ・公訴時効期間の延長 	公布:令和5年6月 施行:令和5年6月 (一部)
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・性的姿態等撮影罪 ・性的姿態等の画像などの複製物の没収 ・押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄 	公布:令和5年6月 施行:令和5年7月 (一部)
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の理解増進に関する施策の策定及び実施の努力(国) ・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解増進に関する施策の策定及び実施の努力(地方公共団体) 	公布:令和5年6月 施行:令和5年6月